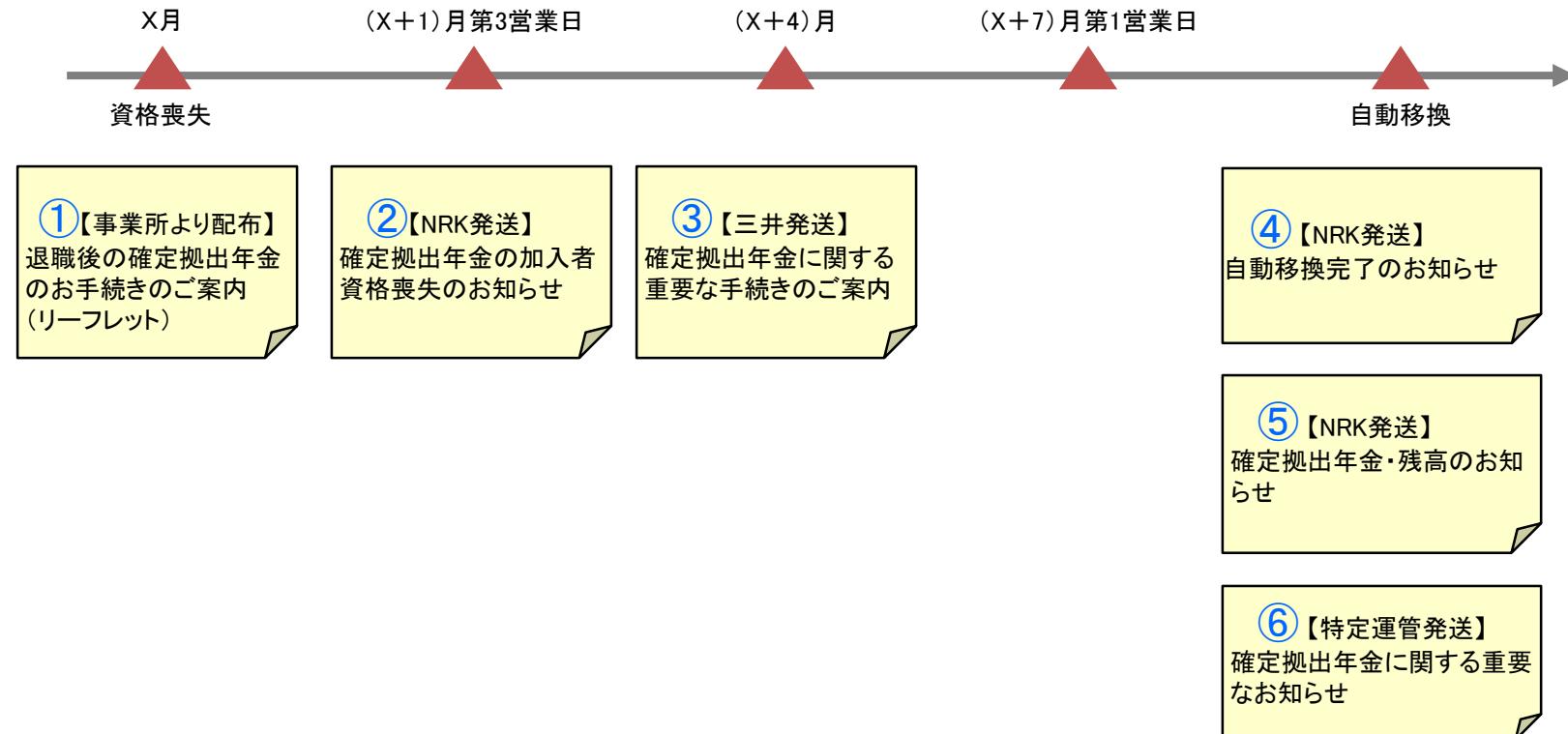


資格喪失後のご案内書類

資格喪失・自動移換に関して、ご本人様宛に配布・発送される書類は下記のとおりとなります。



①退職後の確定拠出年金のお手続きのご案内(リーフレット)

退職後のお手続きのご案内です。

手続きはご自身で行うこと、手続き期限があること、自動移換手数料がかかることから、早期に手続きいただくようお願いします。

具体的なお手続きについては、ご本人様からコールサービス **(0120-922-401)** にご連絡して下さい。

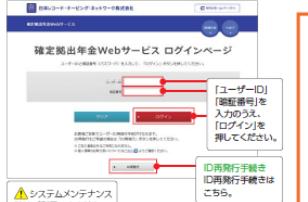
NRK Webサービスでのご資産額などの確認方法

「資産額」「清算提出期間」「加入者資格喪失日」「事業主返却の有無」はWebサービスで確認することができます。
また、**済済商品の種類・住所・氏名・電話番号の変更も可能です**。ログインに必要な「ユーザーID」「パスワード」が不明な場合は、以下の「NRK Webサービス画面」にて再登録手続をご覗いて下さい。

「預貯金のお支せ」や「加入者資格喪失の有無」は記載されている加入者番号をもとに手続きください。

NRK「確定拠出年金Webサービス」
[https://www.nrk.co.jp/rk/login.htmlへアクセス](https://www.nrk.co.jp/rk/login.html)

※画面はイメージで、実際のものとは異なる場合がございます。



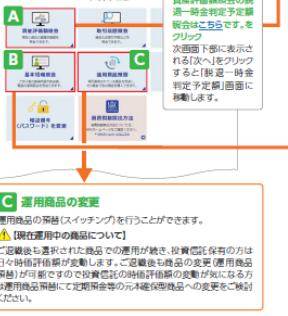
A【加入者資格喪失日】・【資産額】・【清算提出期間】・【事業主返却の有無】の確認



B【氏名・住所・連絡先の変更】



C【運用商品の変更】



■ご不明点は「三井住友信託銀行確定拠出年金コールサービス」 0120-922-401へ

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED. All rights reserved.

三井住友信託銀行

**F-2
2017年
1月
法改正版**

60歳未満でご退職される皆さまへ

退職後の確定拠出年金のお手続きのご案内

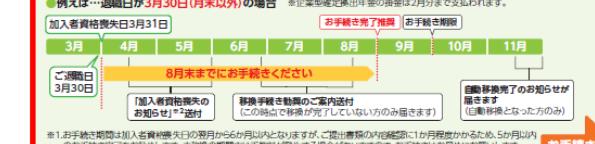
60歳未満で離職されると、退職後の立派に応じて確定拠出年金のお手続き(移換手続き)が必要です。
お手続きの期限は加入者資格喪失日(ご退職の翌日)の翌月から6ヶ月以内です。
ご退職後も選択された商品での運用が継続、投資信託保有の場合は日々価値評価額が変動します。
※60歳未満で離職される場合はお手続き内容が異なるため、三井住友信託銀行確定拠出年金コールサービスにお問い合わせください。

お手続き期限を確認しましょう
お手続きは加入者資格喪失日(ご退職等の翌日)の翌月から**5ヶ月以内**^{※1}に消ませましょう。

●例えば…退職日が3月31日(月末)の場合 ※企業型確定拠出年金の場合は3ヶ月まで支払われます。



●例えば…退職日が3月30日(月末以外)の場合 ※企業型確定拠出年金の場合は3ヶ月まで支払われます。



お手続き方法の確認 [中面]

期限内に所定のお手続きが完了しなかった場合

自動移換時の流れ

自動移換される前の手数料 4,269円(税込)	自動移換の状態だと…	企業型/個人型確定拠出年金への再移換時(2) 手数料 1,080円(税込)
----------------------------	------------	--

お問い合わせ先

三井住友信託銀行
確定拠出年金コールサービス

全国どこからでも無料です。専門オペレーターが対応いたします。
フリーコール 0120-922-401

営業時間：月～金 9:00～21:00/土・日・祝日休日 9:00～17:00
(ただし、祝日および3月31～7月31日を除く)
お客様の電話回線の状況により繋がらない場合があります。

※海外からおかけになる場合は一部の地域から通話料無料でアールドフリーフォンをご利用いただけます。利用可能地域や電話番号などについては、
お問い合わせ三井住友信託銀行「FAQ」のヘルプをご参照ください。
※当日本支店での顧客手数料はございません。三井住友信託銀行確定拠出年金コールサービスにお問い合わせください。
※2016年12月31日までにご退職された方は既述一括金の手数料が異なります。詳しくは三井住友信託銀行確定拠出年金コールサービスへお問い合わせください。

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

1

三井住友信託銀行

②確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ

資格喪失月の翌月に、資格喪失の登録結果をご連絡致します。

資格喪失年月日

確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ

日頃より格別のお引き立てを賜りありがとうございます。

さて、あなた様は企業型確定拠出年金(以下、「企業型年金」といいます。)の加入者資格を喪失なされましたので、ご連絡申しあげます。

プラン番号	XXXXXX	プラン名	GGGGGGGGGGGGGGGG	作成日	YYYY年MM月DD日
企業コード	XXXXXXXX	企業名※	GGGGGGGGGGGGGGGG	作成基準日	YYYY年MM月DD日
加入者番号	XXXXXXXXXX	加入者名※	GGGGGGGGGGGGGGGG		
通算 拠出期 間(注)	1ヶ月間	加入者資格喪失年月日	YYYY/MM/DD		
記録関連運営管理機関登録番号※	0000074	記録関連運営管理機関名※	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社		
実施事業所登録番号※	XXXXXXXX	基礎年金番号※	XXXXXXXXXX		

(注)直前に移換金入金があった場合は、過去に加入していたプラン分の掲出期間が反映されていない場合があります。

上記※印の項目は、他の確定拠出年金への移換、または脱退一時金を請求する際に提出する書類の記入項目ですので、大切に保管してください。なお、この帳票は、移換手続き済、脱退手続き済の方にも送付しています。すでに移換や脱退の手続きをなされている場合は、以下の手続きは不要となりますので、ご了承いただきますようお願い申しあげます。

加入者資格喪失により、当プランで積み立てた資産は他の確定拠出年金へ移換することになりますので、お早めに以下のいずれかの手続きをお取りいただきますようお願い申しあげます。

詳細は「企業型年金」にご加入されていましたときの勤務先または下記コールセンターへご照会ください。また、お手続きの流れの詳細はWebサイトでもご覧になれます。

- お手続き方法
- (1)個人型確定拠出年金への移換を行う。(個人型確定拠出年金を取り扱う受付金融機関にお申し出のうえ、加入者として加入するまたは運用指図者として加入するのいずれかとなります。)
 - (2)企業型年金への移換を行う。(新たな勤務先に企業型年金がある場合に、その企業にお申し出いただきます。)
 - (3)脱退一時金の請求を行う。(脱退一時金の請求には一定の要件を満たしていることが必要です。)

- ご注意
- (1)他の制度に資産を移す際(脱退一時金を受給する場合を含みます)、企業型年金規約により事業主返還金が発生することがあります。
 - (2)ご加入された月と同じ月に加入者資格を喪失された場合、積み立てた資産はございませんので、上記お手続き方法に記載の各手続きは不要です。(ただし移換実績のある方は、上記手続きが必要です。)
 - (3)加入者資格喪失日の翌月から6ヶ月以内に上記手続きをお取りにならなかった場合、あなた様の資産は、確定拠出年金法に基づき国民年金基金連合会へ移換されますので、お早めに手続きをお取りいただきますようお願い申しあげます。

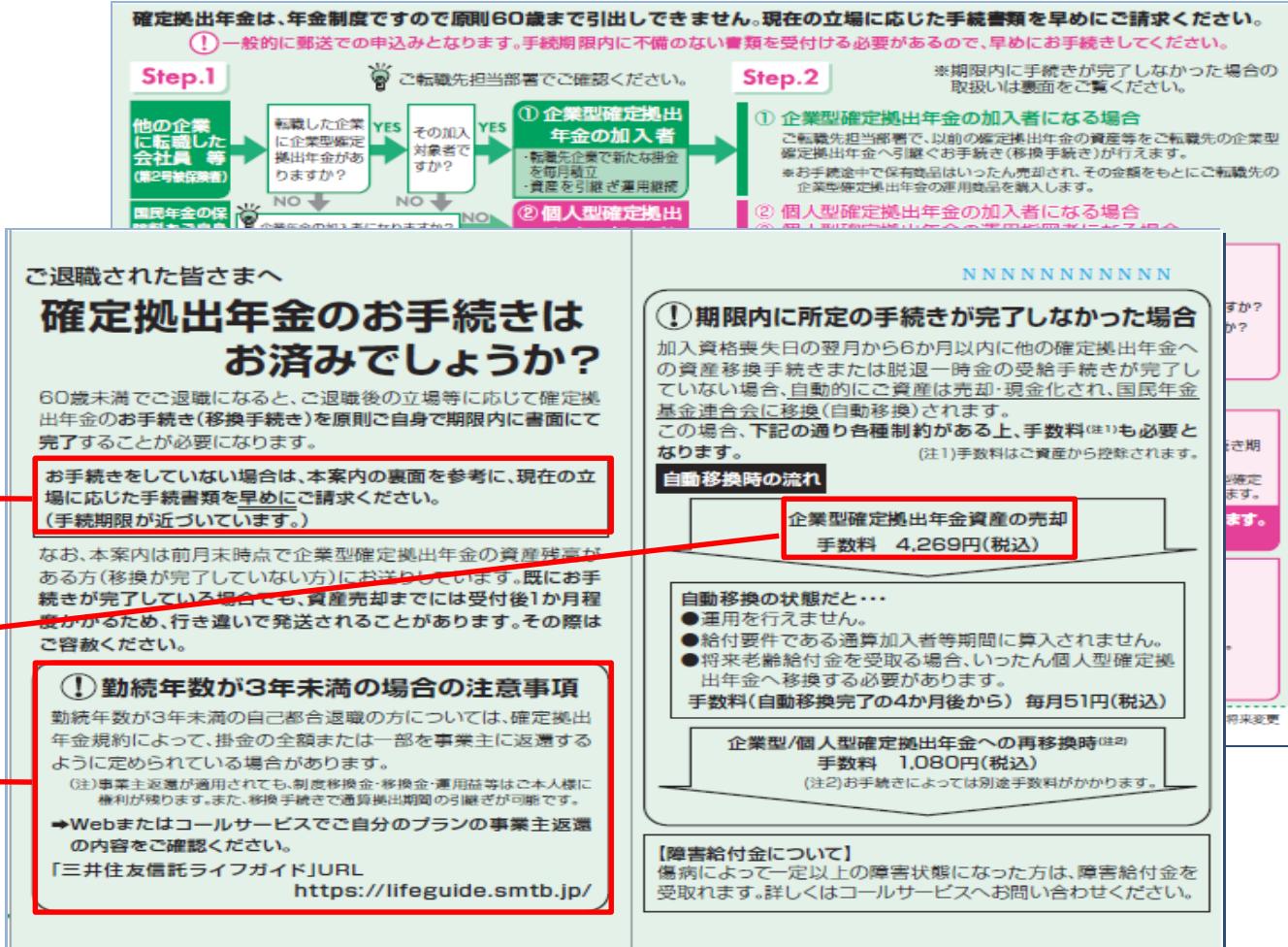
《Webサイト》 <https://www.nrnk.co.jp/rk/help/faq/kanyusikakusousitu.html>

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社のホームページから、ご加入者の皆様 ⇒ ヘルプ ⇒ 「企業を退職されたお客様へ(加入資格を喪失した場合)」にアクセスいただくことでご覧になれます。

コールセンター：GGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGG
XXXXXXXX-XXXX-XXXX

③確定拠出年金に関する重要な手続きのご案内

資格喪失月の4ヶ月後に、資格喪失後に移換・給付手続きを行っていない方について、自動移換となる期限が近づいていることをお知らせするご案内です。



④ 自動移換完了のお知らせ

自動移換となった方に対して、自動移換完了のお知らせです。

運営管理手数料・資産管理手数料の手数料負担について

事業主返還額について

自動移換完了のお知らせ

作成日 YYYY年MM月DD日

作成基準日 YYYY年MM月DD日

企業型確定拠出年金制度で積み立てたお客様の資産と記録は、退職後6ヶ月以内に手続きの申し出がなかったため国民年金基金連合会へ移されました。このままでお客様の資産は運用できない上、管理手数料等が今後継続して差し引かれてしまいます。資産と記録を移す手続きをお願いいたします。

国民年金基金連合会へ移されたお客様の資産（移換金額）

移換金額(円) *注 (A) - (B) - (C)	資産売却額(円) (A)	事業主返還資産額(円) (B)	手数料等(円) (C)
ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9

*注: 国民年金基金連合会の移換手数料が別途かかりますので、実際の移換金額はこの移換手数料を差し引いたものとなります。

→ 資産と記録を移すための手続きは、約1ヶ月後に国民年金基金連合会から送付される書類をお読みください。

→ 移換金額が0円の場合は、お客様の記録だけが国民年金基金連合会へ引き継がれます。

⑤確定拠出年金・残高のお知らせ

脱退となった方に対して、これまで加入していたDCプランの最終のお取引までを明細化してお送りします。未移換者手数料についてもご案内しています。

確定拠出年金・残高のお知らせ

123 0020031# 0096544 0096544 1 ページ
作成日 2012年 4月 6日
作成基準日 2012年 3月 31日

100-0005
千代田区丸の内3-4-1
中央へぐくマンション301
年金 太郎 様
ABC01234567890
100005 20100345
H01234 002340045
*05044311 123-05 #0020031
0096492 000088 024171 0096544 004

日頃よりお引き立てを賜り、ありがとうございます。
お客様の確定拠出年金の残高とお取引内容につきまして、以下ご報告させていただきます。

運営管理機関
NRK銀行
990000001
LPBB0010 1

お知らせ
(注) 見本のため各欄の整合性はありません

運営管理機関(登録番号)	NRK銀行	(600000X)	加入者資格取得日	2001年 12月 1日
運用開始運営管理機関(登録番号)	NRK銀行無番	(600000X)	加入者資格喪失日	2011年 9月 11日
プラン名(プラン番号)	401Kプラン	(0000XX)	運用指図者資格取得日	2011年 9月 11日
企業名(企業コード)	NRK放送		運用指図者資格喪失日	
<事業主掛金の徴収者>		(200000XX)	初期給付金受取権取得日	2011年 9月 11日
加入者番号	00000000XX		当初加入者資格取得日	2001年 10月 1日

現在の資産評価額 2012年3月31日現在

(A) 資産評価額	500,000 円
(B) 拠出金累計	450,000 円
(C) 給付金累計・移換金返金額	0 円
(D) 評価損益(A-B+C)	50,000 円
(E) 個人別管理資産額(A-F)	490,000 円
(F) 約約控除額等	10,000 円

●**拠出金累計(B)の内訳**

①事業主掛金	400,000 円
②加入者掛け金	50,000 円
③制度移換金・④移換金	0 円
合計	450,000 円

※資産評価額(A)は、以下の手数料等累計が差し引かれています。
手数料等累計 4,500 円

前回ご報告 2011年3月31日時点

資産評価額	450,000 円
拠出金累計	360,000 円
給付金累計・移換金返金額	0 円
評価損益	70,000 円
個人別管理資産額	440,000 円

ご不明な点、お問い合わせについては、インターネットまたは
コールセンターをご利用ください。

運営管理機関の一覧は日本レコード・キャッシング・ネットワーク
株式会社が行っております。

運営管理機関
NRK銀行株式会社コールセンター
03-1234-XXXX

インターネット
NRK銀行株式会社401Kホームページ
<http://www.nrk.co.jp>

運営管理手数料・資産管理手数料の手数料負担について

運営管理手数料・資産管理手数料の手数料負担について

⑥確定拠出年金に関する重要なお知らせ

自動移換となった方に対して、自動移換の状況をお送りします。自動移換手数料についても記載しています。

自動移換される時の手数料負担について